

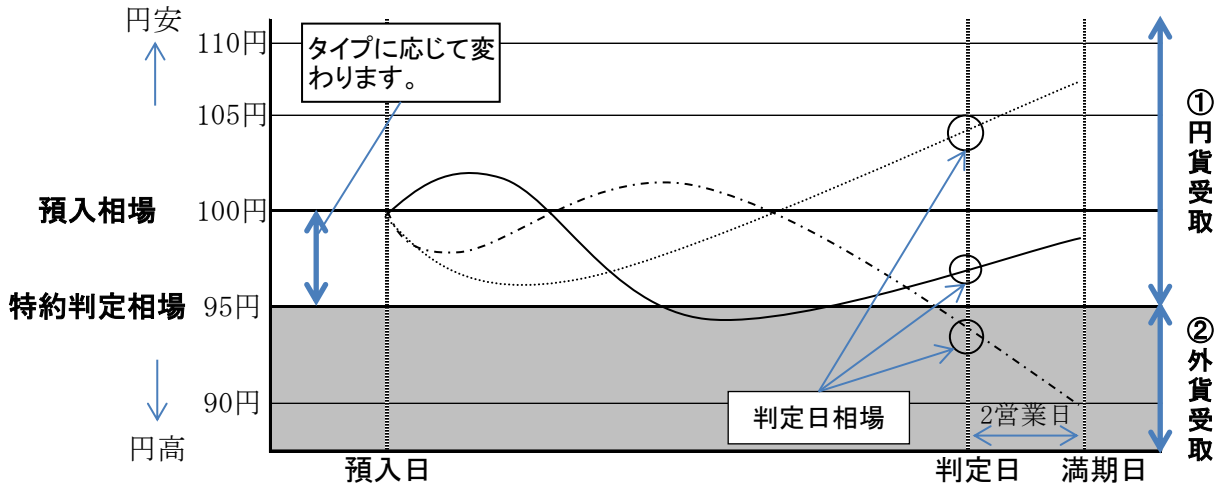
# ごうぎん為替特約付外貨定期預金 契約前説明書

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面兼商品概要説明書です。)  
この書面を十分にお読みいただき、ご理解いただきましたうえでご契約ください。

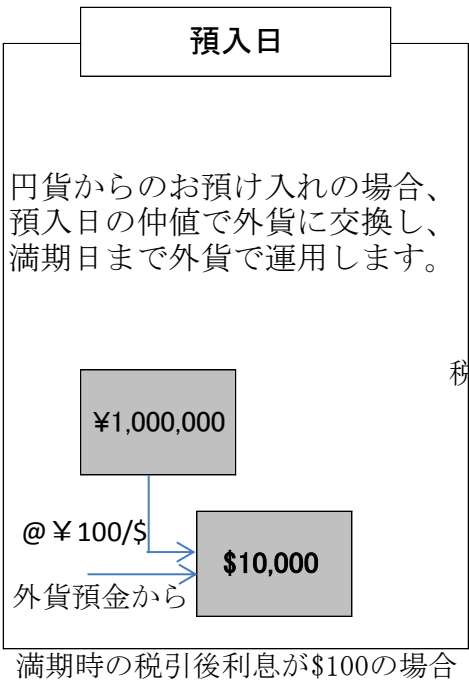
外貨預金の申込みが融資の条件となることはございません。また、外貨預金の申込みをいただかないことで、お客さまの融資について不利益を及ぼすことはございません。

- ・ごうぎん為替特約付外貨定期預金は、通常のオープン外貨定期預金に「為替特約」を組み合わせ、一定の円高までの為替変動リスクを回避しつつ、円ベースでの高利回りを目指す商品です。
- ・為替相場の動向により、満期時の払い戻し通貨が円貨または外貨のどちらかとなります。外貨での払い戻しとなる場合、お客さまの判断で最終的に円貨に交換するときの適用相場がお預け入れ日の仲値よりも円高の場合、円貨により計算した損益がマイナスとなる(円貨ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- ・原則として中途解約はできません。中途解約時には元本割れとなる可能性が極めて高くなります。

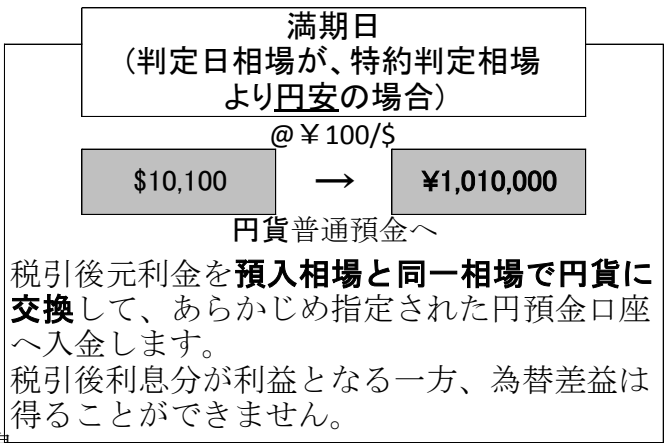
## ごうぎん為替特約付外貨定期預金のしくみ(米ドルの場合)



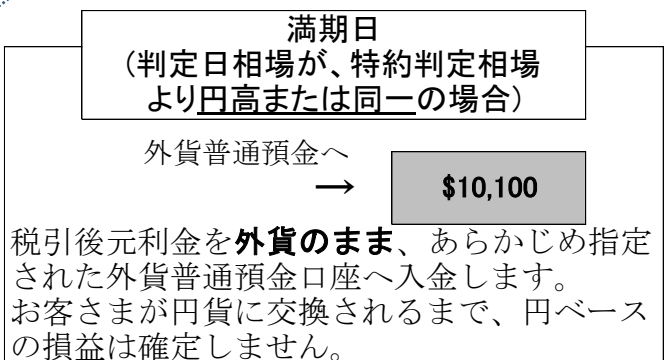
※数値は全て参考値です。



①円貨受取



②外貨受取



## 1. 為替特約

ごうぎん為替特約付外貨定期預金の最大の特徴は、判定日相場に応じて満期時の元金お支払通貨が異なる点です。  
満期日2営業日前の午後3時の東京外国為替市場における直物為替相場を判定日相場とし、次の方法により払い戻しいたします。

- (1) 判定日相場が特約判定相場（注1）より円安となった場合  
満期日に税引後外貨元金を預入相場で円貨に交換し、あらかじめ指定された円預金口座に入金いたします。
- (2) 判定日相場が特約判定相場より円高（または同一）となった場合  
満期日に税引後元金をあらかじめ指定された外貨普通預金口座に入金いたします。

（注1）特約判定相場： 満期日の払い戻し通貨を決める際に基準となる為替相場で、募集ごとに預入日に決定いたします。

## 2. お預け入れ相場等

預入相場および満期日に円貨でお支払いする際の払い戻し相場は、預入日の当行仲値を適用いたします。募集期間終了後に預入日を迎える本商品では、お申し込み時点においてこれらの相場は決定していません。

## 3. 満期日前の解約

- (1) 本商品は満期日前の解約（中途解約）は原則お取り扱いいたしません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、元金および中途解約利息（預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における当行所定のごうぎん外貨普通預金利率を乗じて計算します。）をお支払いします。その一方、解約に伴い生じた損害金およびその他実際に発生した費用一切をご負担いただきます。この場合、損害金が中途解約利息を上回り元本割れとなる可能性が極めて高くなります。
- (3) 中途解約による損害金は、この預金の解約がなかったならば存続したであろう残存期間につき、当行がこの預金と同条件の代替の契約を第三者と締結するか、または締結したと仮定した場合に要する一切の費用等を含み、以下の算式により当行が算定したものとします。

損害金 = 元金（注2）× 1通貨あたりの再構築コスト（注3）

（注2）元金： 約定利率で計算した満期支払の税引後外貨元金

（注3）再構築コスト： 解約日に外国為替および通貨オプション市場において、本定期預金に内包される外国為替および通貨オプション取引の代替取引に係る実際の（あるいは想定される）コストをいいます。再構築コストがマイナスの場合は0とします。

再構築コストは、主に為替相場等の指標の変動によって決まります。  
主な指標と損害金の関係は次のとおりです。

- |                   |                                       |
|-------------------|---------------------------------------|
| 1. 中途解約時の為替相場     | 為替相場が円安に向かうほど、再構築コストは大きくなる傾向があります。    |
| 2. 中途解約時の為替相場の変動率 | 為替相場の変動率が大きくなるほど、再構築コストは大きくなる傾向があります。 |

なお、外貨建ての元金および中途解約利息について円換算した場合の損益は、為替相場が円安に向かうほど改善します。

したがって、前述の再構築コストとは反対の損益とはなりますが、円換算後の元金および中途解約利息と再構築コストの総合損益では元本割れする可能性が極めて高いといえます。

このように、損害金の計算は中途解約時の市場実勢相場に応じますので、あらかじめその額をお示しすることはできません。

#### 4. お申し込みのキャンセル

お申し込みのキャンセルは、募集期間最終日の午後3時まではお受けいたします。それ以降のキャンセルや、お預け入れ時に指定のお預け入れ代り金引落口座の残高が不足していたため、預金の作成ができなかった場合には、それに伴う損害金およびその他実際に発生した費用一切をご負担いただきます。損害金は、前記の満期日前の解約時の損害金算定方法と同様に取り扱いたします。

#### 5. 為替変動リスク

##### (1) 円貨で払い戻しとなる場合

円預金からの振替によるお預け入れの場合、為替変動リスクはありません。

外貨預金からの振替によるお預け入れの場合、当初お預け入れ時の適用相場に比べて払い戻し相場が円高となった場合には、最終的な受け取り円貨額が確定し、円貨により計算した損益がマイナスとなる（円貨ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

##### (2) 外貨で払い戻しとなる場合

お客さまの判断で最終的に円貨に交換する時の適用相場がお預け入れ日の仲値よりも円高の場合、円貨により計算した損益がマイナスとなる（円貨ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

#### 【満期時に外貨で払い戻しとなり、円貨に交換する際に想定される損失額】

##### 1. 米ドルの場合

##### (1) 損失額のシナリオ想定

過去10年間ににおける米ドル円相場の3ヶ月間の最大円高進行額は20円程度、6ヶ月間の最大円高進行額は23円程度でした。本契約の満期日にこの状況下で円貨に交換する場合を想定します。

##### (2) 商品例

預入外貨額	10,000米ドル	預入相場	1米ドル=110円
預入円貨額	1,100,000円	税引き後利息	50米ドル
外貨受取額	10,050米ドル		

##### (3) 外貨で払い戻しになった場合の円高進行により想定される損失額

円転時の相場	お受取り円貨額	損失額
90円 (預入相場▲20円)	904,500円 (=10,050米ドル×90円)	▲195,500円
87円 (預入相場▲23円)	874,350円 (=10,050米ドル×87円)	▲225,650円

## 2. 豪ドルの場合

### (1) 損失額のシナリオ想定

過去10年間における豪ドル円相場の3ヶ月間の最大円高進行額は46円程度、6ヶ月間の最大円高進行額は48円程度でした。本契約の満期日にこの状況下で円貨に交換する場合を想定します。

### (2) 商品例

預入外貨額	10,000豪ドル	預入相場	1豪ドル=90円
預入円貨額	900,000円	税引き後利息	50豪ドル
外貨受取額	10,050豪ドル		

### (3) 外貨で払い戻しになった場合の円高進行により想定される損失額

円転時の相場	お受取り円貨額	損失額
44円 (預入相場▲46円)	442,200円 (=10,050豪ドル×44円)	▲457,800円
42円 (預入相場▲48円)	422,100円 (=10,050豪ドル×42円)	▲477,900円

- 上記の最大円高進行額は過去10年間の実績値であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。したがって、この値を超えた進行額となる可能性があります。
- 満期日以降に更なる円高が進行した場合、お客さまの損失（円貨ベース）が更に拡大する可能性があります。
- 外貨から円貨に交換する際には所定の為替手数料がかかります。  
(後記6. 参照)

(2016年12月31日現在)

## 6. 為替手数料

外貨で払い戻しとなる場合、最終的に円貨にする際(お引き出し時)には、手数料がかかります。(お引き出しの際は、為替手数料を含んだ為替相場である当行所定のTTBレート(引出時)を適用します。

為替手数料(1通貨単位あたり)

通貨	米ドル	ユーロ	豪ドル
金額(片道)	1円	1円50銭	2円

したがって、為替相場の変動がない場合でも、為替手数料がかかるため、お受け取りの外貨の円貨換算額が当初外貨預金お預け入れ時の払い込み円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

※ TTBレート:お引き出しの際に外貨から円貨に交換するときに適用する為替相場(片道)

〔商品の概要〕

商品名	ごうぎん為替特約付外貨定期預金	
預金保険	預金保険の対象外です。	
お預け入れ	預入期間	個人および法人の本邦居住者のお客さま (募集ごとに決定いたします。また自動継続の取り扱いはいたしません。)
	募集期間	1週間程度の募集期間を設定いたします。市場環境の急変等により募集を中止し、販売を取り止めることがあります。 市場動向により募集を決定するため、募集を行わない場合もあります。
	最低預入金額	10,000通貨単位以上(米ドルの場合、10,000米ドル以上)
	預入単位	1補助通貨単位(米ドルの場合、1セント単位)
	預入通貨	米ドル、オーストラリアドル、ユーロ(募集ごとに決定いたします。)
払い戻し方法	満期日2営業日前の午後3時の東京外国為替市場における直物為替相場を判定日相場とし、次の方法により払い戻しいたします。 (1) 判定日相場が特約判定相場(注4)より円安となった場合 満期日に税引後外貨元利金を預入相場で円貨に交換し、あらかじめ指定された円預金口座に入金いたします。 (2) 判定日相場が特約判定相場より円高(または同一)となった場合 満期日に税引後元利金をあらかじめ指定された外貨普通預金口座に入金いたします。 (注4) 特約判定相場: 満期日の払い戻し通貨を決める際に基準となる為替相場で、募集ごとに預入日に決定いたします。	
利息	適用利率	(1) お預け入れいただいた時点の適用利率は満期日まで変わりません。 (2) 適用利率については窓口にお問い合わせください。当行ホームページでもご確認いただけます。
	利払方法	満期日に一括してお支払いいたします。
	計算方法	付利単位を1補助通貨単位、1年を365日として日割計算します。
手数料および適用為替相場	(1) 円貨からのお預け入れの場合および円貨によるお引き出しの場合の適用相場は、ともに預入日の仲値を適用いたします。 (2) お預け入れ、お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の合計額や計算方法をあらかじめお示しすることはできません。実際に適用される手数料や適用相場については、窓口にお問い合わせください。	
満期日前の解約	(1) 本商品は満期日前の解約(中途解約)は原則お取り扱いいたしません。 (2) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、元金および中途解約利息(預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における当行所定のごうぎん外貨普通預金利率を乗じて計算します。)をお支払いします。その一方、解約に伴い生じた損害金およびその他実際に発生した費用一切をご負担いただきます。この場合、損害金が中途解約利息を上回り元本割れとなる可能性が極めて高くなります。 (3) 中途解約による損害金は、この預金の解約がなかったならば存続したであろう残存期間につき、当行がこの預金と同条件の代替の契約を第三者と締結するか、または締結したと仮定した場合に要する一切の費用等を含み、以下の算式により当行が算定したものとします。  損害金＝元利金(注5)×1通貨単位あたりの再構築コスト(注6) (注5)元利金: 約定利率で計算した満期支払の税引後外貨元利金 (注6)再構築コスト: 解約日に外国為替および通貨オプション市場において、本定期預金に内包される外国為替および通貨オプション取引の代替取引に係る実際の(あるいは想定される)コストをいいます。再構築コストがマイナスの場合は0とします。	

満期日前の解約	(4) 再構築コストは、主に為替相場等の指標の変動によって決まります。主な指標と損害金の関係は次のとおりです。 A. 中途解約時の為替相場 為替相場が円安に向かうほど、再構築コストは大きくなる傾向があります。 B. 中途解約時の為替相場の変動率 為替相場の変動率が大きくなるほど、再構築コストは大きくなる傾向があります。 なお、外貨建ての元金および中途解約利息について円換算した場合の損益は、為替相場が円安に向かうほど改善します。したがって、前述の再構築コストとは反対の損益とはなりますが、円換算後の元金および中途解約利息と再構築コストの総合損益では元本割れする可能性が極めて高いといえます。このように、損害金の計算は中途解約時の市場実勢相場に応じますので、あらかじめその額をお示しすることはできません。	
お申し込みのキャンセル	(1) お申し込みのキャンセルは募集期間最終日の午後3時まではお受けいたします。それ以降のキャンセルや、お預け入れ時に指定のお預け入れ代り金引落口座の残高が不足していたため、預金の作成ができなかった場合には、それに伴う損害金およびその他実際に発生した費用一切をご負担いただきます。 (2) 損害金は、前記の満期日前の解約時の損害金算定方法と同様に取り扱いたします。	
期日後利率	期日経過となった場合には、満期日から解約日の前日までの間、入金される元利金入金指定口座の利率を適用いたします。	
為替予約	(1) 判定日において外貨で払い戻しとなることが確定した場合、お客さまが円貨への交換を希望されるときには、お申し出により満期日までに為替予約を締結し、満期日における円貨での受取額を確定することができます。 (2) なお、為替予約は原則として解約できません。為替予約を期日前に解約される場合には損害金が発生する場合があります。また、同時に当行所定の取消手数料をいただきます。	
税金	個人のお客さま	(1) お利息 外貨にて20%※の源泉分離課税となります。 ※2013年1月1日～2037年12月31日までにお受け取りになる利息については復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 マル優は対象外です。 (2) 為替差益等 為替差益は、「雑所得」となり、確定申告による総合課税となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。 為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得との損益通算はできません。
	法人のお客さま	総合課税となります。
	その他	詳しくはお客さまご自身で公認会計士または税理士にご確認ください。
付加できる特約事項	ございません。	
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。	
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772	
お問い合わせ先	株式会社山陰合同銀行 商品販売管理室 TEL:0120-315176 (月曜日～金曜日(銀行休業日を除きます) 午前9時～午後5時) または、お取引のある本支店、出張所にご連絡ください。	

2017年7月1日現在  
外預013-5 (2017.7改) (2019.4)